

令和2年4月27日
古賀市長 田辺 一城

5月7日以降の本市の公共施設の休館等の対応方針について

新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、4月7日に首相が福岡県を含む7都道府県を対象として緊急事態宣言を発令し、福岡県知事は、同日から5月6日までの間に実施すべき緊急事態措置を示しました。これを受けて本市は、5月6日までの公共施設等の休館・利用の中止などの方針を決定したところです。

現在においても、新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染拡大しており、まだ終息の兆しが見えない状況で、政府の5月7日以降の緊急事態宣言の延長や解除の判断については、専門家会議の分析等を踏まえ慎重になされ、5月の連休中になされる見通しです。

このような状況の中で、本市では、本日、4月27日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、5月7日以降の公共施設の休館等の対応及び市が管理する公園の遊具や施設の使用禁止を次のとおり決定しました。

1. 公共施設の一時休館・利用の中止の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、市内公共施設を5月6日まで一時休館・利用を中止していましたが、5月7日以降についても、当面の間、次の公共施設の一時的休館・利用の中止を延長します。

公共施設の開館・利用開始については、市ホームページ等でお知らせします。

- ・リーパスプラザこが（交流館・中央公民館・市立図書館・歴史資料館）
- ・市民体育館及び市民グラウンド
- ・テニスコート（久保・青柳・勤労者）
- ・千鳥が池公園（野球場・テニスコート・多目的広場など）
- ・古賀グリーンパーク（多目的広場）
- ・小野公園（野球場・多目的広場）
- ・小中学校の体育館及びグラウンド
- ・武道館（古賀中学校内）及び弓道場（古賀中学校内）
- ・千鳥児童センター
- ・米多比児童館
- ・ししぶ児童センター
- ・えんがわくらぶ（古賀東小学校内）
- ・地域活動サポートセンター「ゆい」

- ・サンコスモ古賀内のすべての貸館
- ・隣保館「ひだまり館」内のすべての貸館
- ・勤労者研修センター
- ・指定管理施設（クロスパルこが、千鳥苑・しゃんしゃん、ふれあいセンターりん）

2. 公園の遊具や施設の使用禁止

公園施設の遊具において、子ども達が密集する状態となっていること、また、遊具を不特定多数が共有することによる感染のリスクが懸念されることから、下記の公園の遊具や施設を4月29日から当面の間、使用禁止とします。

- ・舞の里公園
- ・小野公園
- ・鹿部山公園
- ・古賀グリーンパーク
- ・花鶴が浜公園
- ・古賀グリーンパーク内スケートパーク

なお、公園は開放を継続することから、密集・密接を避けるように注意喚起を行います。また、上記の公園のほか、地域内の小規模公園の遊具についても、同様に感染リスクがあることから使用をお控えください。

【問い合わせ先】

（公共施設の一時休館・

利用の中止の延長について）

古賀市 保健福祉部 予防健診課

TEL：092-942-1151

（公園施設の遊具の使用禁止について）

古賀市 建設産業部 都市整備課

公園管理センター

TEL：092-944-3150